

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日とする)

目 次

◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
とがある旨の告示(中小企業課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

木材業者の登録(林務課)

木材業者等の登録の変更(〃)

保安林の指定(森林保全課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(七件)(都市計画課)

政治団体の設立の届出

◇ 選 管 告 示

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の

数

◇ 公 告

◇ 正 誤

公募型指名競争入札の実施(管理課)

平成六年九月鳥取県告示第六百六十号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百四十六号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることであるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|--|------------------------|----------------------------|
| 届出者の氏名又は名称 有限会社ツイン・ガリバー 岸田広美 岸田紀子 | 届出に係る建物の名称 ツイン・ガリバー | 届出に係る建物の所在地 鳥取市岩吉二五五―三外 |
|--|------------------------|----------------------------|

鳥取県告示第八百四十七号

鳥取西部農業協同組合が行う土地改良事業に係る上道中野地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成六年十二月二十七日から二十二日間

三 縦覧に供する場所
境港市役所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | |
|---------|----------------|----------------------|----------------|
| 登録番号 | 登録年月日 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 |
| 八 木 第五号 | 平成6年 11月30日 | 八頭郡智頭町 大字智頭1514-8 | 田 中 守 |

鳥取県告示第八百四十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七條第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を変更したので、同条第三項において準用する同条例第六條第二項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 木材業者

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 登録変更年月日 |
|---------|--------------|----------------------------|--------|-------------|------------|---------------|
| 木 第九号 | 平成5年 4月1日 | 中部林産株式会社 代表取締役 中西庄太郎 | 代表者の変更 | 代表取締役 中西庄太郎 | 代表取締役 中西康夫 | 平成6年 11月7日 |
| 木 第二十一号 | 平成5年 4月1日 | 株式会社グリーンシヤイン 代表取締役 入澤 宏 | 代表者の変更 | 代表取締役 入澤 宏 | 代表取締役 井川吉治 | 平成6年 11月7日 |
| 木 第二十六号 | 平成5年 4月1日 | 有限会社宇田チッブ工業 代表取締役 山中秀彦 | 代表者の変更 | 代表取締役 山中秀彦 | 代表取締役 宇田孝子 | 平成6年 11月7日 |

2 製材業者

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 登録変更年月日 |
|--------|--------------|---------------------------|--------|------------|------------|---------------|
| 製 第十一号 | 平成5年 4月1日 | 有限会社宇田チッブ工業 代表取締役 山中秀彦 | 代表者の変更 | 代表取締役 山中秀彦 | 代表取締役 宇田孝子 | 平成6年 11月7日 |

鳥取県告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡北条町田井字灘浜四九三の二、四九四、四九五、四九七、四九八の二、四九八の三、弓原字灘山八七三の一から八七三の七まで、字灘際八七九の一、国坂字灘際一三二〇の四（次の図に示す部分に限る。）、一五九二の二

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年十二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 路線名 | | 変更前後別 | | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|--------|--|-------|-----|--|------------------|-----------------|
| 木地山倉吉線 | | 変更前 | 変更後 | 東伯郡三朝町大字森字下河原五五七―一地从り同町大字本泉字石田二九二―一地从り先まで | 六・五 ） 二三・〇 | 六三六・〇 |
| 本泉大瀬線 | | 変更前 | 変更後 | 東伯郡三朝町大字森字天神河原六一―二地从り同町大字本泉字石田二九二―一地从り先まで | 九・〇 ） 三七・五 | 四三八・〇 |
| | | 変更前 | 変更後 | 東伯郡三朝町大字本泉字石田二九五―六地从り同町大字大瀬字嶋崎一九八―一六地从り先まで | 六・六 ） 一三・八 | 六〇五・〇 |
| | | 変更前 | 変更後 | 東伯郡三朝町大字本泉字石田二九六―三地从り同町大字大瀬字嶋崎一九八―一六地从り先まで | 六・六 ） 一三・八 | 五九二・四 |

鳥取県告示第八百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年十二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|--------|--|-------------|
| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
| 本地山倉吉線 | 東伯郡三朝町大字森字天神河原六一六一 二地先から同町大字本泉字石田二九二一 一 一 地先まで | 平成六年十二月二十六日 |

鳥取県告示第八百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十二月十五日 鳥取県指令受米土維第八百八十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字土橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市車尾一〇八四

高橋 秀武

鳥取県告示第八百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年三月十一日 鳥取県指令受米土維第千六百六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生字南離池

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目一二

内田不動産株式会社

代表取締役 内田良一

鳥取県告示第八百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年六月二十一日 鳥取県指令受米土維第百八十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上後藤四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社
代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第八五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年八月三十日 鳥取県指令受米土維第四百七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字北濱山中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目二三

株式会社 遠藤不動産

代表取締役 遠藤宗一

鳥取県告示第八五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年八月三十日 鳥取県指令受米土維第四百九十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生新田三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町二丁目一一二

第一建物株式会社

代表取締役 大畑義之

鳥取県告示第八五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年九月二日 鳥取県指令受米土維第五百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上後藤八丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四三四五

有限会社荒濱建築工務店

代表取締役 荒濱頌雄

鳥取県告示第八五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年九月十三日 鳥取県指令受米土維第五百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字福岡字市坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡淀江町大字福岡一五四八―一

株式会社 白鳳

代表取締役 森本和夫

選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 備考 |
|--------------------|--------|----------|----------------|-------------|----------|
| 自由民主党鳥取県遺族会支部 | 井上方吉男 | 山本 虎治 | 米子市東福原八二八 | 平成六年十二月一日 | 政党の支部 |
| 公明鳥取県本部 | 太田 吾郎 | 福谷 勝三 | 鳥取市今町二二二八一 | 平成六年十二月五日 | 〃 |
| 公明倉吉総支部 | 表 雅男 | 福井 孝良 | 倉吉市上井町一六〇 | 〃 | 〃 |
| 公明鳥取総支部 | 藤原 南山 | 小出 英一 | 鳥取市秋里九五〇―六 | 〃 | 〃 |
| 公明米子総支部 | 藤田 栄治 | 友森 宏 | 米子市上後藤五七―三三 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党鳥取県生命尊重支部 | 高梨 邦弘 | 高木久美子 | 境港市蓮池町八七―一 | 平成六年十二月十三日 | 〃 |
| 奥野弘後援会 | 秦野 正明 | 影山 勉 | 西伯郡岸本町岸本八九六―一五 | 平成六年十一月十四日 | その他の政治団体 |
| いきいきとした鳥取県をつくる東部の会 | 大西 清之 | 尾崎 英篤 | 鳥取市元町二二二 | 平成六年十一月二十一日 | 〃 |
| しのだ仲夫後援会 | 山口 享 | 常田 享詳 | 鳥取市元町一一二一 | 〃 | 〃 |
| 松本みつたか後援会 | 村上 隆男 | 清水 義隆 | 八頭郡河原町大字佐貫一一一四 | 平成六年十一月二十八日 | 〃 |

| |
|--------------------|
| 鳥取県民社協会 |
| 橋本 財蔵 |
| 牧野 政人 |
| 鳥取市戎町二一〇 |
| 平成六年 十二月十 四日 |
| 〃 |

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 | 備考 |
|--------------|-----------|---------------|---------------|-------------|-------|
| 自由民主党赤碓町支部 | 主たる事務所所在地 | 東伯郡赤碓町大字竹内五七四 | 東伯郡赤碓町大字八幡三〇二 | 平成六年十一月二十四日 | 政党の支部 |
| 〃 | 代表者の氏名 | 谷本 茂 | 小泉 忠好 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の氏名 | 田中昌一郎 | 谷本 茂 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党鳥取市大正支部 | 主たる事務所所在地 | 鳥取市菫蒲三二七―一 | 鳥取市服部二四六―一 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 代表者の氏名 | 新 博夫 | 中山 藤一 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の氏名 | 前田 光憲 | 村上 靖 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|---------------|----------------|------------------|----------------|------------|----------|
| 自由民主党泊村支部 | 主たる事務所所在地 | 東伯郡泊村大字泊七九六 | 東伯郡泊村大字石脇一〇〇八 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 代表者の氏名 | 橋本 是 | 田中 実 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の氏名 | 橋本 是 | 田中 実 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党鳥取県薬劑師支部 | 代表者の氏名 | 西川 陽三 | 常田 享詳 | 平成六年十二月九日 | 〃 |
| 自由民主党鳥取県支部連合会 | 会計責任者の職務代行者の氏名 | 川本 禮三 | 三谷 巖 | 平成六年十二月十三日 | 〃 |
| 自由民主党気高町支部 | 会計責任者の氏名 | 米田 立夫 | 大山 福平 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党西伯町支部 | 〃 | 持田 寛 | 青砥 豊治 | 〃 | 〃 |
| 大河原行省後援会 | 主たる事務所所在地 | 八頭郡智頭町大字智頭二〇七六―二 | 八頭郡智頭町大字市瀬一五四〇 | 平成六年十一月十四日 | その他の政治団体 |
| 〃 | 代表者の氏名 | 玉木 久夫 | 荒子 武雄 | 〃 | 〃 |
| 日本遺族政治連盟鳥取県本部 | 会計責任者の氏名 | 山本 虎治 | 水本 寛 | 平成六年十二月一日 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の職務代行者の氏名 | 岸田 光世 | 川崎 栄 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|-------------|------------|-------------|--------------|------------|---|
| 明るい西伯町をつくる会 | 代表者の氏名 | 内藤 憲夫 | 岡本 精胤 | 平成六年十二月五日 | 〃 |
| 井上まさお後援会 | 主たる事務所の所在地 | 米子市西福原九九一―三 | 米子市東福原五四八 | 平成六年十二月七日 | 〃 |
| 十四風会 | 〃 | 倉吉市穴窪四二―一八 | 倉吉市上井町三九七―一七 | 平成六年十二月十三日 | 〃 |

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 養 男

◎政党の支部
 期間 平成5年1月1日～同年12月31日
 政治団体の名称 自由民主党赤碓町支部
 報告年月日 平成6年11月24日
 収入・支出の総額
 1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円
 ◎その他の政治団体
 期間 平成5年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 田中幹啓後援会
 報告年月日 平成6年11月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 230,889円
 7 前年繰越額 80,889円
 4 本年収入額 150,000円
 (2) 支出総額 190,955円
 2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳

寄附（政党匿名寄付を除く）
 （内訳別掲）
 個人からの寄附 150,000円
 合 計 150,000円
 【寄附の内訳】
 個人からの寄附
 その他 150,000円
 (2) 支出の内訳
 政治活動費
 組織活動費 13,260円
 機関紙誌の発行
 その他の事業費 177,695円
 機関紙誌の発行事業費
 小 計 190,955円
 合 計 190,955円

7 前年繰越額 787,750円
 4 本年収入額 407,031円
 (2) 支出総額 682,877円
 2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 寄附（政党匿名寄付を除く）
 （内訳別掲）
 個人からの寄附 405,000円
 その他の収入 2,031円
 10万円未満の収入
 合 計 407,031円
 【寄附の内訳】
 個人からの寄附
 その他 405,000円
 (2) 支出の内訳
 経常経費
 人件費 10,000円
 備品・消耗品費 25,512円
 事務所費 13,888円
 小 計 49,400円
 政治活動費
 組織活動費 633,477円
 合 計 682,877円

政治団体の名称 日本遺族政治連盟鳥取県本部
 報告年月日 平成6年12月1日

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 1 収入・支出の総額 | 10万円未満の収入 | 1,274円 |
| (1) 収入総額 | 合 計 | 1,274円 |
| ア 前年繰越額 | (2) 支出の内訳 | |
| イ 本年収入額 | 政治活動費 | |
| (2) 支出総額 | 寄附・交付金 | 62,000円 |
| 2 収入・支出の内訳 | その他の経費 | 1,020円 |
| (1) 収入の内訳 | 小 計 | 63,020円 |
| その他の収入 | 合 計 | 63,020円 |

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 備考 |
|---------|--------|----------|-----------------|------------|----------|
| 名越典由後援会 | 大岩勇一郎 | 入江 政夫 | 東伯郡三朝町大字山田一七四一一 | 平成六年十二月二日 | その他の政治団体 |
| 増田 昭後援会 | 藤原 栄喜 | 中原 一喜 | 倉吉市伊木二四一一 | 平成六年十二月十二日 | 〃 |

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、

その要旨を次のとおり公表する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

| | | |
|----------------------|---------|----------|
| ◎その他の政治団体 | 光熱水費 | 40,000円 |
| 期間 平成6年1月1日～同年12月31日 | 備品・消耗品費 | 33,000円 |
| 政治団体の名称 名越典由後援会 | 事務所費 | 30,000円 |
| 報告年月日 平成6年12月2日 | 小 計 | 203,000円 |
| (平成6年11月7日解散) | 政治活動費 | |
| 1 収入・支出の総額 | 組織活動費 | 51,253円 |
| (1) 収入総額 | 機関紙誌の発行 | |
| ア 前年繰越額 | その他の事業費 | 464,230円 |
| イ 本年収入額 | 宣伝事業費 | 464,230円 |
| (2) 支出総額 | 小 計 | 515,483円 |
| 2 収入・支出の内訳 | 合 計 | 718,483円 |
| (1) 収入の内訳 | | |
| 寄附（政党匿名寄付を除く） | | |
| (内訳別掲) | | |
| 個人からの寄附 | | |
| 合 計 | | 100,000円 |
| [寄附の内訳] | | |
| 個人からの寄附 | | |
| その他 | | 100,000円 |
| (2) 支出の内訳 | | |
| 経常経費 | | |
| 人件費 | | 100,000円 |

政治団体の名称 増田 昭後援会
報告年月日 平成6年12月12日

(平成6年12月2日解散)

| | |
|------------|----------|
| 1 収入・支出の総額 | 112,240円 |
| (1) 収入総額 | 112,240円 |
| ア 前年繰越額 | 112,240円 |
| イ 本年収入額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 112,240円 |
| 2 支出の内訳 | |
| 経常経費 | |

| | | | |
|---------|---------|-------|----------|
| 光熱水費 | 16,430円 | 宣伝事業費 | 13,060円 |
| 政治活動費 | | 調査研究費 | 82,750円 |
| 機関紙誌の発行 | | 小 計 | 95,810円 |
| その他の事業費 | 13,060円 | 合 計 | 112,240円 |

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

平成六年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、二千三百五十一であるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

平成六年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 田 隆 雄

公 告

鳥取国際交流センター（仮称）新築機械設備工事について、公募型指名競争入札を行うので、次のとおり広告する。

平成6年12月26日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 工事の概要
- (1) 工 事 名 鳥取国際交流センター（仮称）新築機械設備工事
- (2) 工事場所 鳥取市湖山町西四丁目
- (3) 工事内容

ア 本工事は国際線ターミナルと国際交流の二つの機能を持つ施設として建設されるもので、国際チャーター便（中型ジェット機一乗客200人）に対応できるとともにイベント、展示、研修室等の機能を有する。また、建築デザインは、鳥取の「鳥」、世界・未来にはばたく「鳥」をモチーフに表現し、屋根の一部及び外壁にはガラス面を多用し、自然採光により明るい建物とする。

イ 建物は、鉄骨造3階建てで、既存の国内線ターミナルビルの東側に21mの距離を確保して建設する。

ウ 工事施工に当たっては、鉄骨造でガラス面が多用してあり他工事との相互の工程及び細部の納まり上の調整を図る必要があるほか、機器取付け等において躯体との精度が要求される建物である。また、国内線ターミナルビルを使用しながらの工事のため、既設設備との取り合い、切替え作業の時間制限、工事車両の出入り等安全作業に留意する必要がある。

エ 浄化槽設備は、合併浄化槽及び浸潤蒸発拡散装置を新設する。空港管理区域内の広範囲にわたる工事のため、作業時間、作業内容等十分打合せを行い施工計画を立てる必要がある。

(4) 工事概要（建築工事の構造・規模・仕上げ概要）

| | |
|----------|---------------------|
| 敷地面積 | 1,072,700.82㎡ |
| 鉄骨造3階 | 建築面積 2,510.94㎡ |
| 準耐火構造 | 延べ床面積 4,329.75㎡ |
| 屋 根 | ラーメン形式 直接基礎 |
| 外 壁 | 押出し形成セメント板 |
| 外壁腰 | コンクリート化粧打放し |
| ガラス | 透明ガラス、復層ガラス、熱線反射ガラス |
| 本 工 事 | |
| ア 給水衛生設備 | 市水 受水槽 供給 加圧給水方式 |

雨水 構内既存排水路放流

- イ 給湯設備 個別電気方式
- ウ 空気調和設備 直だし吸収式冷温水機による単一ダクト及びファンコイルユニット併用方式
- 冷暖房 ヒートポンプパッケージ
- エ 換気設備 第1種 第3種
- オ 自動制御設備 電気式 デジタル式
中央監視盤を既設建物に設置して監視する。
- カ 消火設備 屋内消火栓 (1号)
- キ 浄化槽設備 合併浄化槽 (既設は解体) を新設し、処理水放流は浸潤蒸発拡散装置を新設したものと既存設備との併用とする。
- (5) 工期 平成7年3月から平成8年3月25日まで (予定)
- 2 技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「書類」という。) の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
 - (1) 共同企業体に関する条件
 - ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。
 - イ 共同企業体の結成は (2) で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。
 - ウ 構成員の出資比率は10分の3以上であるものとする。
 - エ 本工事に監理技術者を専任で配置できること。
 - オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
 - (2) 共同企業体の構成員に関する要件
 - ア 県外に本店を有する者

- (ア) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち管工事に係るものを有すること。
- (ウ) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の管工事の総合数値が800点以上であること。
- (エ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業 (管工事業) の許可を受けていること。
- (オ) 平成6年12月26日から平成7年2月10日までの間いずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (カ) 平成元年度以降に機械設備工事 (鉄骨又は鉄筋コンクリート造で、延べ床面積3,000㎡以上) を元請として施工した実績があること。
ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
- (キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者に相当する経験を有する技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で、平成元年度以降に機械設備工事 (鉄骨又は鉄筋コンクリート造で、延べ床面積3,000㎡以上) に従事した経験を有する者。
 - 主任技術者に相当する経験を有する技術者にあつては、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条の3第2項に規定する一級管工事施工管理技術士の資格を有する者。
- (ク) 建設業法第3条第1項に規定する営業所又は本店を中国地方又は近畿地方に有すること。
- (ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に

おいて関連がある業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち管工事に係るものを有すること。

(ウ) 平成6年度鳥取県内建設業者格付等級区分がA級に属すること。

(エ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業(管工事業)の許可を受けていること。

(オ) 平成6年12月26日から平成7年2月10日までの間いずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(カ) 平成元年度以降に機械設備工事(鉄骨又は鉄筋コンクリート造で、延べ床面積1,500㎡)を元請として施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者に相当する経験を有する技術者を当該工事に専任で配置できること。

○ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で、平成元年度以降に管工事(鉄骨又は鉄筋コンクリート造で、延べ床面積3,000㎡以上)に従事した経験を有するもの。

○ 主任技術者に相当する経験を有する技術者にあつては、建設業法施行令第27条の3第2項に規定する一級管工事施工管理技士の資格を有する者。

(ク) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。

(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に おいて関連がある業者でないこと。

3 技術資料及び書類の作成と提出

この公募型指名競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料及び書類を提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

平成6年12月26日(月)から平成7年1月13日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日並びに12月29日、同月30日及び1月3日を除く。)の午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

(2) 技術資料及び書類の提出

ア 提出期間

平成7年1月5日(木)から同月13日(金)までの日(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。)午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

技術資料及び書類は持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)である。

(2) 技術資料及び書類の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

- (3) 技術資料及び書類その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は行わない。
- (5) 提出された技術資料等は提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (6) この入札は公開とする。

正 誤

平成六年九月鳥取県告示第六百六十号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所
所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 上 後ろから三 六四八の三 、 六四八の三